

能登半島地震被災者の区教職員住宅への受入れについて

能登半島地震に伴う被災地の支援として、杉並区教職員住宅の空き室を活用し、住宅が損壊するなど居住継続が困難となった方を対象に受け入れを行います。

1 支援対象者

○令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により災害救助法が適用となる市町村に居住する被災者の方で、地震により住宅が損壊するなど、居住継続が困難となった世帯で同居の親族を有する方を対象とします。

2 支援の内容

- 一時的な住まいとして住戸を無償(使用料免除)で提供いたします。
- 光熱水費、共益費は自己負担となります。
- 洗濯機や冷蔵庫などの生活必需品を区が準備いたします。

3 提供する住戸

- 杉並区荻窪教職員住宅(杉並区荻窪1-17-14) 3戸
- 間取り:2DK(家族用、53.3㎡)
- 交通アクセス:JR 中央線、東京メトロ丸ノ内線「荻窪駅」下車、南口から関東バス「シャレール荻窪」行き「松溪中学校」下車徒歩3分

4 入居可能期間

○入居期間は原則6か月といたします。(最長1年間を限度として更新を可能とします。)

5 申込方法

○専用の WEB 申込フォームで申込みを受け付けます。(罹災証明書等が必要です。)
入居者は申込順に審査の上決定いたします。(申込みは1月25日(木)13時から開始)

【外観】



【内観】



【問い合わせ先】

教育委員会事務局庶務課教職員係 03-3312-2111 内線1614・1615
総務部広報課 03-3312-2111 内線1502